

(件名) 国立大学法人佐賀大学「教職員等の海外渡航に関する指針」の改定について

改 正 案	現 行
<p data-bbox="293 336 1037 363">国立大学法人佐賀大学「教職員等の海外渡航に関する指針」</p> <p data-bbox="770 432 1106 608">令和4年5月26日 国立大学法人佐賀大学 令和4年11月22日切替 <u>令和5年 9月13日改定</u></p> <p data-bbox="266 667 1106 767">佐賀大学の教職員等が海外渡航（出張等）の必要性が生じた場合、<u>出張者は</u>「海外渡航届出（以下、「届出」とする。）」を<u>作成する</u>こととし、出張等の手続きの際に届出を併せて提出するものとする。</p> <p data-bbox="266 778 1106 879">その際、外務省が発出する国・地域別の「海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）、以下、「海外安全情報」という。」が出されている場合は、海外安全情報に基づき、次のような措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="266 890 1106 991">また、学生が出張依頼により海外渡航する場合は、事前に保険加入の義務付けと本人の同意を得て、<u>出張を依頼する教職員が、学生の</u>届出を行い、出張依頼の手続きを行うものとする。</p> <p data-bbox="266 1002 1106 1102">さらに、本学の教職員等が海外渡航する場合には、事前に国立大学法人佐賀大学安全保障輸出管理規程に基づく手続きも併せて行うものとする。</p> <p data-bbox="282 1177 943 1209">(1) 海外安全情報カテゴリーに応じた対応について</p> <p data-bbox="383 1225 461 1257">(省略)</p> <p data-bbox="322 1273 927 1305">○レベル2（不要不急の渡航は止めてください）</p> <p data-bbox="376 1321 1106 1353">海外渡航は、不要不急の海外渡航は原則取り止めとし、海</p>	<p data-bbox="1189 336 1933 363">国立大学法人佐賀大学「教職員等の海外渡航に関する指針」</p> <p data-bbox="1666 432 2002 560">令和4年5月26日 国立大学法人佐賀大学 令和4年11月22日切替</p> <p data-bbox="1162 667 2002 799">佐賀大学の教職員等が海外渡航（出張等）の必要性が生じた場合は、<u>事前に教職員が所属する部局長宛に</u>「海外渡航届出（以下、「届出」とする。）」を<u>行う</u>こととし、出張等の手続きの際に届出を併せて提出するものとする。</p> <p data-bbox="1162 810 2002 911">その際、外務省が発出する国・地域別の「海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）、以下、「海外安全情報」という。」が出されている場合は、海外安全情報に基づき、次のような措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="1162 922 2002 1023">また、学生が出張依頼により海外渡航する場合は、事前に保険加入の義務付けと本人の同意を得て<u>所属長宛に</u>届出を行い、出張依頼の手続きを行うものとする。</p> <p data-bbox="1162 1034 2002 1134">さらに、本学の教職員等が海外渡航する場合には、事前に国立大学法人佐賀大学安全保障輸出管理規程に基づく手続きも併せて行うものとする。</p> <p data-bbox="1178 1177 1839 1209">(1) 海外安全情報カテゴリーに応じた対応について</p> <p data-bbox="1279 1225 1357 1257">(省略)</p> <p data-bbox="1218 1273 1823 1305">○レベル2（不要不急の渡航は止めてください）</p> <p data-bbox="1272 1321 2002 1353">海外渡航は、不要不急の海外渡航は原則取り止めとし、海</p>

外渡航計画の見直しを行う。ただし、業務上、以下の事項により、やむを得ない海外渡航の必要性が認められる場合は、現地相手方機関や在外公館と連絡調整の上、安全確保等の措置を確認するとともに、目的外の行動を行わないなどの対応をとる。また所属組織と滞在中の連絡手段を確保の上、定期的に所属組織に連絡する。

①業務上、以下の事由により、やむを得ない海外渡航の必要性が認められるか。

- 1) 学術交流協定機関等の派遣先からの依頼に基づく国際交流上の必要性
- 2) 国際共同研究に関わる科研費等の遂行上の必要性
- 3) その他の必要性（国際会議参加等）

②渡航先への交通手段（国内移動を含む）があるか。

④(削除)

③渡航先の感染状況や治安が悪化していないか。

④(削除)

④現地関係機関との連携体制は十分か。特に緊急時の連絡体制が整備されているか。

⑤渡航先で万一病気がや負傷した場合に十分な医療を受けられる状況か。

④(削除)

外渡航計画の見直しを行う。ただし、業務上、以下の事項により、やむを得ない海外渡航の必要性が認められる場合は、現地相手方機関や在外公館と連絡調整の上、安全確保等の措置を確認するとともに、目的外の行動が行わないなどの対応をとる。また所属組織と滞在中の連絡手段を確保の上、定期的に所属組織に連絡する。

①業務上、以下の事由により、やむを得ない海外渡航の必要性が認められるか。

- 1) 学術交流協定機関等の派遣先からの依頼に基づく国際交流上の必要性
- 2) 国際共同研究に関わる期限が限られた科研費等の遂行上の必要性
- 3) その他の必要性（国際会議参加等）

②渡航先への交通手段（国内移動を含む）があるか。

③渡航先における行動制限により、渡航の目的が達せられない恐れはないか。

④渡航先の感染状況や治安が悪化していないか。

⑤渡航国・渡航先機関で十分な防疫措置がとられているか。

⑥現地関係機関との連携体制は十分か。特に緊急時の連絡体制が整備されているか。

⑦渡航先で万一病気がに罹患した場合に十分な医療を受けられる状況か。

⑧渡航国および日本帰国後の自宅・宿泊施設等における隔

(省略)

(2) 削除

(2) 保険への加入について

海外渡航中や滞在中には予期せぬ病気やケガ、所持品の盗難や破損、他社への損害賠償等が起こる危険性がある。現地での病気での治療費は高額になる場合が多く、渡航前に海外旅行保険に入ることを必須とする。クレジットカード等に海外旅行保険が付帯している場合、当該保険に適用範囲や適用金額に制限がある場合もあるため、必ず内容を確認の上、必要であれば追加で旅行保険に加入すること。

また、有事の際にすぐに保険会社に連絡できるよう、現地から連絡可能な緊急連絡先を確認し、常に携行すること

離、待機による業務上の支障がないか。

(省略)

(2) 費用弁償等について

出張にかかる経費（新型コロナウイルス感染症に対する水際対策等にかかる経費を含む）は以下の取扱いとし、原則として、出張者が予算を確保した上で部局長に届出を行う。

1. 渡航先で罹患した際に発生した宿泊費や交通費などは、国立大学法人佐賀大学旅費規程に沿って支給する。

2. PCR 検査や抗体検査などの検査料や陰性証明書の発行手数料については、国立大学法人佐賀大学予算・決算及び出納事務取扱規程第32条第1項第6号に規定する「その他業務遂行上、真にやむを得ない場合」として立替払ができる。（※ 海外渡航保険の加入の際に、上記項目が補償の対象か、また、財源が外部資金や他機関経費の場合は、上記事項が支出可能か事前に確認する）

(新設)

(3) リスクマネジメントに関する情報提供について

出張者は上記の措置による届出について、学術研究部研究推進課国際企画室へ連絡し、国際企画室は、学長に定期的に報告することとする。

(4) 参考情報

外務省海外安全ホームページ  
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

附 則（令和4年12月1日切替）  
この指針は、令和4年12月1日から適用する。

附 則（令和5年9月13日改定）  
この指針は、令和5年9月13日から適用する。

(3) リスクマネジメントに関する情報提供について

部局長は上記の措置による届出について、学術研究部研究推進課国際企画室へ連絡し、国際企画室は、学長に定期的に報告することとする。

(4) 参考情報

外務省海外安全ホームページ  
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

附 則（令和4年12月1日切替）  
この指針は、令和4年12月1日から適用する。